

農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

令和４年２月２４日（木）

せたな町農業委員会

せたな町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和4年2月24日(木) 午後1時30分 から 2時20分

2. 開催場所 せたな町役場 第3会議室

3. 出席委員(15人)

会長	15番	原	田	喜	博
会長職務代理者	14番	松	崎		豊
委員	1番	渥	美	光	成
	2番	吉	田		優
	3番	高	橋	光	也
	4番	玉	木	久	志
	5番	竹	内	厚	子
	6番	阿	部	紹	子
	7番	森		正	勝
	8番	小	島	敏	人
	9番	大	羽	孝	志
	10番	金	谷	勝	則
	11番	弥	左	輝	彦
	12番	大	口		寧
	13番	日	置	和	彦

4. 欠席委員(0人)

5. 議事日程

第1	会議録署名委員の指名について
第2	会期の決定について
第3	議案第1号 農地法第18条の規定による通知について
第4	議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
第5	議案第3号 農用地利用集積計画の決定について
第6	議案第4号 農地法第4条の規定による許可について
第7	議案第5号 農地法第5条の規定による許可について (農業委員会等に関する法律第31条該当)
第8	議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	西	田	良	子
農地係長	小	池	秀	樹

7. 会議の概要

【開会宣言】

事務局長

ただいまより第9回せたな町農業委員会総会を開会いたします。開会にあたりまして会長よりご挨拶を申し上げます。

会長

皆さん本日はご苦労様でございます。

まだ大変忙しいなか、お集まりいただきましたことを厚く御礼を申し上げます。

また先日から連日のように大雪で、もう雪を捨てる場所も無い人が出てきており、大変困っているというような状態でございます。この雪もおそらく週末から少し落ち着いて若干良くなるのかなと思ってございます。

そういったなかで年配の方のなかには、雪が多い年は豊作であると言っている方もおられます。そういうことも期待しながら、春の作業から秋にかけての収穫まで期待しながら過ごしていきたいと思います。

会長

それでは、本日は議案第1号から6号までございます。皆様に慎重な審議をよろしくお願いいたしまして、簡単ではありますがご挨拶に代えさせていただきます。

事務局長

ありがとうございました。只今の出席委員は15名で定足数に達しております。したがって、せたな町農業委員会会議規則第6条の規定により総会は成立いたしました。

せたな町農業委員会会議規則第4条の規定により会長が議長となることから、会長に議事進行をお願いします。

議長

はい。それでは直ちに会議に入りたいと思います。

【日程第1 会議録署名委員の指名について】

議長

「日程第1 会議録署名委員の指名について」せたな町農業委員会会議規則第13条の規定により、2番吉田委員、3番高橋委員を指名いたします。この指名は、第9回総会開会中といたします。

【日程第2 会期の決定について】

議長

「日程第2 会期の決定について」本日1日とすることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認め、本日1日と決定いたしました。

【日程第3 議案第1号 農地法第18条の規定による通知について】

議長

「日程第3 議案第1号 農地法第18条の規定による通知について」を議題といたします。

議長

事務局より説明願います。小池係長。

事務局

はい。議案1ページをご覧ください。

議案第1号 農地法第18条の規定による通知について。

農地法第18条の規定による農地について、その賃貸借等契約の解約通知があったので、別紙により内容審査の上適否を決定する。令和4年2月24日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

資料の1ページをご覧下さい。

番号3番。貸主が、[REDACTED]、[REDACTED]さん。借主が、[REDACTED]、[REDACTED]さん。所在につきましては[REDACTED]、面積が[REDACTED]㎡、解約理由につきましては、農地を他の農業者に使用貸借したためでございます。

事務局

番号4番。貸主が、[REDACTED]、[REDACTED]さん。借主が、[REDACTED]、[REDACTED]さん。所在につきましては[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]の計8筆、面積が合わせまして[REDACTED]㎡、解約理由につきましては、農地を後継者に贈与するためでございます。

事務局

番号5番。貸主が、[REDACTED]、[REDACTED]さん。借主が、[REDACTED]、[REDACTED]さん。所在につきましては[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]の計7筆、面積が合わせまして[REDACTED]㎡、解約理由につきましては、後継者に使用貸借するためでございます。

事務局

番号6番。貸主が、[REDACTED]、[REDACTED]さん。借主が、[REDACTED]、[REDACTED]さん。所在につきましては[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]の計9筆、面積が合わせまして[REDACTED]㎡、解約理由につきましては、後継者に使用貸借するためでございます。

事務局

番号7番。貸主が[REDACTED]、[REDACTED]さん。借主が、[REDACTED]、[REDACTED]さん。所在につきましては[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]の計9筆、面積が合わせまして[REDACTED]㎡、解約理由につきましては、後継者に使用貸借するためでございます。

事務局

番号 8 番。貸主が [REDACTED]、[REDACTED] さん。借主が、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] さん。所在につきましては [REDACTED]、[REDACTED] の計 2 筆、面積が合わせまして [REDACTED] m²、解約理由につきましては、後継者に使用貸借するためでございます。

事務局

番号 9 番。貸主が [REDACTED]、[REDACTED] さん。借主が、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] さん。所在につきましては [REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] の計 20 筆、面積が合わせまして [REDACTED] m²、解約理由につきましては、他の農地所有適格法人と賃貸するためでございます。

事務局

番号 10 番。貸主が [REDACTED]、[REDACTED] さん。借主が、[REDACTED]、[REDACTED] さん。所在につきましては [REDACTED]、面積が [REDACTED] m²、解約理由につきましては、砂利採取による作業道造設のためでございます。

事務局

以上につきましては、土地引渡日の 6 ヶ月前以内に合意されており、農地法第 18 条第 1 項第 2 号に該当し、知事の許可を要しないことから、受理が適当と考えます。以上でございます。

議長

はい。説明が終わりました。
議案第 1 号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第 4 議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について】

議長

「日程第 4 議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。

議長

事務局より説明願います。小池係長。

事務局

はい。議案 2 ページをご覧ください。
議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について。

事務局

農地法第3条の規定による農地について、その所有権の移転申請及び賃借権、使用貸借権の設定申請があったので、別紙により内容審査の上許可を決定するものとする。令和4年2月24日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

資料9ページをご覧ください。

番号3番。譲渡人が、[REDACTED]、[REDACTED]さん。譲受人が、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

所在につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]の計2筆、面積が合わせて[REDACTED] m²、契約内容は売買、単価が[REDACTED]が[REDACTED]円、[REDACTED]が[REDACTED]円、売買価格は[REDACTED]円、理由につきましては、農地を譲り受け営農に励みたいためでございます。

事務局

10ページをご覧ください。

番号4番。譲渡人が、[REDACTED]、[REDACTED]さん。譲受人が、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

所在につきましては、[REDACTED]、面積が[REDACTED] m²、契約内容は売買、単価が[REDACTED]円、売買価格は[REDACTED]円、理由につきましては、農地を売買したいためでございます。

事務局

11ページをご覧ください。

番号5番。貸主が、[REDACTED]、[REDACTED]さん。借主が、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

所在につきましては、[REDACTED]、面積が[REDACTED] m²、契約内容は使用貸借、契約期間は1年間、理由につきましては、農地を使用貸借したいためでございます。

事務局

12ページをご覧ください。

番号6番。譲渡人が、[REDACTED]、[REDACTED]さん。譲受人が、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

所在につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]の計8筆、内、田んぼが7筆[REDACTED] m²、畑が1筆[REDACTED] m²、面積が合わせて[REDACTED] m²、契約内容は贈与、こちらの理由につきましては、農地を後継者に贈与し経営移譲したいためでございます。

事務局

13ページをご覧ください。

番号7番。貸主が、[REDACTED]、[REDACTED]さん。借主が、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

所在につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]の計3筆、地目は全て田んぼ、面積が合わせて[REDACTED] m²、契約内容は賃貸借、期間につきましては許可の日から3年間、単価につきましては、[REDACTED]と[REDACTED]が[REDACTED]円、[REDACTED]が[REDACTED]円、賃貸価格が[REDACTED]円、こちらの

事務局

理由につきましては、農地を賃貸したいためでございます。

事務局

14 ページをご覧ください。

番号 8 番。貸主が、[REDACTED]、[REDACTED] さん。借主が、[REDACTED]、[REDACTED] さん。

所在につきましては、[REDACTED]、地目は牧場、面積が [REDACTED] m²、契約内容は使用貸借、期間につきましては許可の日から令和 6 年 6 月 28 日まで、こちらの理由につきましては、後継者に農地を使用貸借したいためでございます。

事務局

15 ページをご覧ください。

番号 9 番。貸主が、[REDACTED]、[REDACTED] さん。借主が、[REDACTED]、[REDACTED] さん。

所在につきましては、[REDACTED]、[REDACTED] の計 2 筆、地目は畑、面積が合わせまして [REDACTED] m²、契約内容は使用貸借、期間につきましては許可の日から 2 年間、こちらの理由につきましては、農地を使用貸借したいためでございます。

事務局

以上につきましては、別添調査書のとおり農地法第 3 条第 2 項各号に該当せず、許可要件を全て満たすものと考えます。以上でございます。

議長

はい。説明が終わりました。

議案第 2 号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第 5 議案第 3 号 農用地利用集積計画の決定について】

議長

「日程第 5 議案第 3 号 農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

議長

事務局より説明願います。小池係長。

事務局

はい。議案 3 ページをご覧ください。

議案第 3 号 農用地利用集積計画の決定について。

事務局

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、せたな町より決定を求められた別紙の農用地利用集積計画について議決を求める。令和 4 年 2 月 24 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

資料 23 ページをご覧ください。

番号 3 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] の計 3 筆、面積が合わせまして [REDACTED] m²、利用目的は採草畑、こちらは売買でございまして、所有権移転の時期につきましては 2022 年 2 月 24 日、対価の支払期限が 2022 年 4 月 30 日、土地引渡の時期は対価の支払日、単価が [REDACTED] 円、売買価格は [REDACTED] 円でございます。

事務局

24 ページをご覧ください。

番号 4 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] の計 16 筆、面積が合わせまして [REDACTED] m²、利用目的は採草畑、こちらも売買でございまして、所有権移転の時期につきましては 2022 年 2 月 24 日、対価の支払期限が 2022 年 4 月 13 日、土地引渡の時期は対価の支払日、売買価格は [REDACTED] 円でございます。

こちらは農地保有合理化事業でございまして、貸付予定者は [REDACTED] さんでございます。

事務局

25 ページをご覧ください。

番号 5 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED] の計 2 筆、面積が合わせまして [REDACTED] m²、利用目的は普通畑、こちらも売買でございまして、所有権移転の時期につきましては 2022 年 2 月 24 日、対価の支払期限が 2022 年 3 月 31 日、土地引渡の時期は対価の支払日、単価が [REDACTED] 円、売買価格は [REDACTED] 円でございます。

事務局

26 ページをご覧ください。

番号 6 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、面積が

事務局

31 ページをご覧ください。

番号 10 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] の計 9 筆、面積が合わせまして [REDACTED] m²、利用目的は水田、こちらも賃貸借でございまして、期間につきましては、2022 年 2 月 24 日から 2025 年 2 月 23 日までの 3 年間、単価が [REDACTED] 円、賃貸価格が [REDACTED] 円、新規でございます。

事務局

32 ページをご覧ください。

番号 11 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] の計 9 筆、面積が合わせまして [REDACTED] m²、利用目的は普通畑、こちらも賃貸借でございまして、期間につきましては、2022 年 2 月 24 日から 2025 年 2 月 23 日までの 3 年間、単価が [REDACTED] 円、賃貸価格が [REDACTED] 円、新規でございます。

事務局

33 ページをご覧ください。

番号 12 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] の計 32 筆、内、田んぼが 28 筆 [REDACTED]、畑が 4 筆 [REDACTED] m²、面積が合わせまして [REDACTED] m²、利用目的は水田と普通畑、こちらは使用貸借でございまして、期間につきましては、2022 年 2 月 24 日から 2025 年 2 月 23 日までの 3 年間、新規でございます。

事務局

35 ページをご覧ください。

番号 13 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED] の計 2 筆、面積が合わせまして [REDACTED] m²、利用目的は水田、こちらは賃貸借でございまして、期間につきましては、2022 年 2 月 24 日から 2025 年 2 月 23 日までの 3 年間、単価が [REDACTED] 円、賃貸価格が [REDACTED] 円、新規でございます。

事務局

36 ページをご覧ください。

事務局

番号 14 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。
利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] の計 12 筆、面積が合わせまして [REDACTED] m²、利用目的は水田、こちらは賃貸借でございまして、期間につきましては、2022 年 2 月 24 日から 2025 年 2 月 23 日までの 3 年間、単価が [REDACTED] 円、賃貸価格が [REDACTED] 円、継続でございます。

事務局

37 ページをご覧ください。

番号 15 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] の計 9 筆、内、田んぼが 9 ケ所 [REDACTED] m²、畑が 1 ケ所 [REDACTED] m²、面積が合わせまして [REDACTED] m²、利用目的は水田と普通畑、こちらは賃貸借でございまして、期間につきましては、2022 年 2 月 24 日から 2025 年 2 月 23 日までの 3 年間、田んぼの単価が [REDACTED] 円、畑の単価が [REDACTED] 円、賃貸価格が [REDACTED] 円、継続でございます。

事務局

38 ページをご覧ください。

番号 16 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED] の計 2 筆、面積が合わせまして [REDACTED] m²、利用目的は採草畑、こちらは賃貸借でございまして、期間につきましては、2022 年 2 月 24 日から 2025 年 2 月 23 日までの 3 年間、単価が [REDACTED] 円、賃貸価格が [REDACTED] 円、新規でございます。

事務局

39 ページをご覧ください。

番号 17 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] の計 3 筆、面積が合わせまして [REDACTED] m²、利用目的は採草畑、こちらは賃貸借でございまして、期間につきましては、2022 年 2 月 24 日から 2025 年 2 月 23 日までの 3 年間、単価が [REDACTED] 円、賃貸価格が [REDACTED] 円、新規でございます。

事務局

40 ページをご覧ください。

番号 18 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]

事務局

人さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]の計6筆、内、田んぼが4筆[REDACTED]㎡、畑が2筆[REDACTED]㎡、面積が合わせまして[REDACTED]㎡、利用目的は普通畑と転作田、こちらは賃貸借でございまして、期間につきましては、2022年2月24日から2025年2月23日までの3年間、田んぼの単価が[REDACTED]円、畑の単価が[REDACTED]円、賃貸価格が[REDACTED]円、新規でございまして。

事務局

41ページをご覧ください。

番号19番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]の計2筆、面積が合わせまして[REDACTED]㎡、利用目的は水田、こちらは賃貸借でございまして、期間につきましては、2022年2月24日から2025年2月23日までの3年間、単価が[REDACTED]円、賃貸価格が[REDACTED]円、新規でございまして。

事務局

42ページをご覧ください。

番号20番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]の計20筆、面積が合わせまして[REDACTED]㎡、利用目的は水田、こちらは賃貸借でございまして、期間につきましては、2022年2月24日から2032年2月23日までの10年間、単価が[REDACTED]円、賃貸価格が[REDACTED]円、新規でございまして。

事務局

43ページをご覧ください。

番号21番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]の計8筆、面積が合わせまして[REDACTED]㎡、利用目的は水田と転作田、こちらは賃貸借でございまして、期間につきましては、2022年2月24日から2025年2月23日までの3年間、単価が[REDACTED]円、賃貸価格が[REDACTED]円、新規でございまして。

事務局

44ページをご覧ください。

番号22番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

事務局

利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] の計 9 筆、内、田んぼが 8 筆 [REDACTED] m²、畑が 1 筆 [REDACTED] m²、面積が合わせまして [REDACTED] m²、利用目的は水田と普通畑、こちらは賃貸借でございまして、期間につきましては、2022 年 2 月 24 日から 2025 年 2 月 23 日までの 3 年間、田んぼの単価が [REDACTED] 円、畑の単価が [REDACTED] 円、賃貸価格が [REDACTED] 円、新規でございます。

[REDACTED] さんにつきましては、前回 [REDACTED] さんと契約を結んでいた [REDACTED] さんの死亡により、賃貸契約の委任者が [REDACTED] さんとなりました。

こちらの契約内容ですが、実際は [REDACTED] さんと [REDACTED] さんの継続契約でしたが、契約者の名前が変更されたので、新規扱いといたします。

事務局

45 ページをご覧ください。

番号 23 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] の計 8 筆、面積が合わせまして [REDACTED] m²、利用目的は転作田、こちらは賃貸借でございまして、期間につきましては、2022 年 2 月 24 日から 2025 年 2 月 23 日までの 3 年間、単価が [REDACTED] 円、賃貸価格が [REDACTED] 円、継続でございます。

事務局

以上の計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項各号の要件を満たすものと考えます。以上でございます。

議長

はい。説明が終わりました。

議長

議案第 3 号について質疑ございませんか。

代理

はい。

議長

はい、代理。

代理

転作田がぽつぽつ出ていますが、3 年契約になっていまして、休耕の交付金の絡みがあるので、今の契約内容で本当に良いのか聞きたいです。

議長

はい、小池係長。

事務局

その辺りはまだ詰めておりませんでした。

代理

このままでいいのか気になるのですが。

議長

そうしましたら私の方から。

議長

令和4年度の交付金の内容についての説明会が先日ありましたが、交付金が減らされる部分は、おそらく牧草が減らされるとかと思います。

契約内容の利用目的が転作田となっていますが、転作田の利用内容が牧草と限っていないわけです。

例えば畑作物、豆やイモ等はまだ5年間はそんなに下がった金額で出されていないということで、そのまま利用しても、水田利用とみなされますので、価格的には一応問題はないのかなと思ってございます。

その後5年後にどうなるのかはまた別の話になってきますが、まだ今後3年間ですから、おそらくこの契約内容で結んで心配ないのかなと思ってございます。説明が不十分かもしれませんが。

代理

はい、分かりました。

議長

はい、他に質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第6 議案第4号 農地法第4条の規定による許可について】

議長

「日程第6 議案第4号 農地法第4条の規定による許可について」を議題といたします。

議長

事務局より説明願います。小池係長。

事務局

はい。議案5ページをご覧ください。

議案第4号 農地法第4条の規定による許可について。

農地法第4条の規定による農地について、北海道農業会議への意見聴取の結果、許可相当の回答を得たので、許可を行う。令和4年2月24日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

資料46ページをご覧ください。

申請者につきましては、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさんでございます。転用の許可を受けようとする土地につきましては、XXXXXXXXXX
XXXXXX、XXXXXX、XXXXXXの3筆、現況地目は全て田、面積が合わせましてXXXXXX
㎡、転用の目的につきましては、グイマツの植樹、本数につきましては2,180

事務局

本でございます。

こちらにつきましては、令和3年12月17日開催の第7回総会において内容を審議いただき、令和4年2月17日付けで北海道農業会議から許可相当の回答を得ましたことから許可してよろしいものと考えます。

事務局

続きまして、資料の52ページをご覧ください。

申請者につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]さんでございます。転用の許可を受けようとする土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]の計3筆、現況地目が畑、面積が[REDACTED]㎡、転用の目的につきましては、スギの植樹、本数につきましては1,300本でございます。

こちらにつきましては、令和4年1月27日開催の第8回総会において内容を審議いただき、令和4年2月17日付けで北海道農業会議から許可相当の回答を得ましたことから許可してよろしいものと考えます。以上で説明を終わります。

議長

はい、説明が終わりました。

議案第4号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第7 議案第5号 農地法第5条の規定による許可について(農業委員会等に関する法律第31条該当)】

議長

「日程第7 議案第5号 農地法第5条の規定による許可について(農業委員会等に関する法律第31条該当)」を議題といたします。

議長

農業委員会等に関する法律第31条に該当する内容でございます。議事参与制限がございます。当該委員におかれましてはよろしくお願いしたいと思います。

議長

事務局より説明願います。小池係長。

事務局

はい。議案6ページをご覧ください。

議案第5号 農地法第5条の規定による許可について。

農地法第5条の規定による農地について、北海道農業会議への意見聴取の結

事務局 果、許可相当の回答を得たので、許可を行う。令和4年2月24日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局 資料の58ページをご覧ください。
こちらにつきましては、先月1月27日開催の第8回総会において内容を審議いただいた砂利採取のための一時転用でございます。

事務局 貸主が■■■■■、■■■■■さん。借主が■■■■■、■■■■■さん。

転用の許可を受けようとする土地につきましては、■■■■■、地目は畑、面積が■■■■■㎡の内■■■■■㎡、転用の目的につきましては、砂利採取のための一時転用、掘削区域が■■■■■㎡、保安区域が■■■■■㎡、採取数量が■■■■■㎡、転用期間は令和4年4月1日から令和4年12月20日までとなっております。

こちらにつきましては、令和4年2月17日の北海道農業会議第11回常設審議会において審議され、許可相当の回答を得られたことを確認いたしましたことから、許可してよろしいものと考えます。以上で説明を終わります。

議長 はい。説明が終わりました。
議案第5号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第8 議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請について】

議長 「日程第8 議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

議長 事務局より説明願います。小池係長。

事務局 はい。議案7ページをご覧ください。
議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請について。
農地法第5条の規定による農地について、農地以外の目的に供するため、その賃借権の設定申請があったので、別紙により内容審査のうえ、北海道農業会議へ意見聴取する。令和4年2月24日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

資料 64 ページをご覧ください。

番号 2 番。貸主が [REDACTED]、[REDACTED] さん。借主が [REDACTED]、[REDACTED] さん。

転用の許可を受けようとする土地につきましては、[REDACTED]、現況地目は田んぼ、面積が [REDACTED] m² の内 [REDACTED] m²、転用の目的につきましては、砂利採取のための作業道路の造設のためでございます。転用期間は令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日、位置図・配置図につきましては、68 ページ、69 ページの図 7、図 8 に載っておりますが、さらに詳しい図面に関しましては、お手元に配布いたしました資料図 7-1 [REDACTED] さん道路造成一時転用箇所をご覧ください。

右側が山で、左側が国道で、上が海になります。今回転用する部分がピンク色で示したところ全てでございます。

事務局

こちらの申請地につきましては、農用地区域内農地でございますが、原則転用は不許可でございますが、例外許可事由に農地に復元されるものに関り、3 年以内の農業振興整備計画に支障の無いものとありますことから、本件は作業道造設後の復元も計画されておりますことから、北海道農業会議へ意見聴取するものでございます。

事務局

続きまして資料 70 ページをご覧ください。

番号 3 番。貸主が [REDACTED]、[REDACTED] さん。借主が [REDACTED]、[REDACTED] さん。転用の許可を受けようとする土地につきましては、[REDACTED]、面積が [REDACTED] m² の内 [REDACTED] m²、西大里 123-2、面積が [REDACTED] m² の内 [REDACTED] m²、[REDACTED]、面積が [REDACTED] m² の内 [REDACTED] m² の計 3 筆、面積が合わせまして [REDACTED] m²、現況地目は全て田んぼでございます。

転用の目的につきましては、砂利採取のための一時転用、掘削区域が [REDACTED] m²、保安区域が [REDACTED] m²、採取数量が [REDACTED] m³、転用期間は令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日、位置図・配置図につきましては、74 ページ、75 ページの図 9、図 10 に載っておりますが、さらに詳しい図面に関しましては、先ほど説明いたしましたとおり、お手元に配布いたしました資料図 9-1 [REDACTED] さん砂利採取一時転用箇所に色づけされ詳しく記されております。

事務局

こちらにつきましても先ほどの作業道造設の転用と同じく、申請地につきましては、農用地区域内農地でございますが、原則転用は不許可でございますが、例外許可事由に農地に復元されるものに関り、3 年以内の農業振興整備計画に支障の無いものとありますことから、本件は期間が 1 年以内の砂利採取で、採取後の復元も計画されておりますことから、北海道農業会議へ意見聴取するものでございます。以上でございます。

議長

はい、説明が終わりました。

議長

議案第 6 号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

議長

以上をもちまして本日の議事日程をすべて終了いたしましたので、第 9 回せたな町農業委員会総会を閉会いたします。大変どうもお疲れ様でした。

上記の会議の顛末を記したることに相違ないことを証明するため、せたな町農業委員会
会議規則第 13 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

令和 4 年 3 月 29 日

会議録署名委員

2 番 吉田 優

3 番 高橋 光也

議長 原田 喜博